

多様な議員のなり手について（答申案）

令和3年6月24日付で芽室町議会議長名をもって諮問のあった「多様な議員のなり手」について、次のとおり答申する。

なお、議長から当委員会に諮問された事項について、議員全員が同じ目線に立った議論となるよう、諮問の趣旨、言葉の定義、検討の視点等を明文化し、それに基づき答申を整理したことから、これらの基本事項を参考資料として添付する。

記

1 議会広報の充実

広報の手法（ホームページ等）や体裁（デザイン・レイアウト等の専門性の発揮）を創意工夫し、情報を受け取る側の視点に立った広報機能を目指す。町民が、議会や議員の存在を身近に感じ、関心を高める媒体となるよう、よりいっそうの充実を図る。

2 議員の資質向上

議会サポーター等の専門的知見を学び、定期的に調査研究することで、町政に町民の声を反映させる力を養う。議員間の「意見交換」や「情報共有」に努め、議員間討議力の向上を図る。

3 議会活動の進化

議会として取り組む事業について、目的、手法を検証すると共に議会モニター制度等を活用した事業の外部評価を取り入れ、事業成果に基づいた改善を図る。

4 主権者教育の推進

選挙権年齢が引き下がったことにより主権者教育の重要性が高まり、児童・生徒が「まちづくり」に主体的に参加できる場が必要である。この課題と背景を議会として真摯に受け止め、新たな取り組みを図る。

5 多様な住民参加の創出

町民が、気軽に議会や議員と接する場を積極的につくる。議会全体としての会議形式よりは、むしろ、オープン・カフェや少人数の集いを重視し、議会や議員を身近に実感できる場の創出を図る。

諮問事項の調査・研究にあたっては、前提条件を以下に整理し、議会内共通認識を図った。

1 諮問の趣旨

- (1) 多様な人財が議員を目指すことができるために、芽室町議会は何をすべきか。何ができるかの視点で協議する。
- (2) 誰もが議員を目指すことができる「芽室町議会」になるための視点で協議する。

2 「多様」の定義

(例) 年齢、性別、障がい、育児介護、施設入所など

3 課題抽出の際の視点

- (1) 芽室町議会として取り組むことができる範囲の視点。
- (2) ハードルやハンディを想定した課題の発掘の視点。
- (3) 議会の現行制度の中で改善・行動すべき事項の視点。
- (4) 選挙制度や法令の改正までは及ばない事項をベース。

4 特記事項

- (1) なり手不足対策に限定した狭義的な調査・研究とはしない。
- (2) 「定数と報酬のあり方」の答申との整合性を再確認する視点も含む。
- (3) これまでの本町議会における議会改革の検証の視点も含む。
- (4) 最終的な協議・議論の到達は課題抽出を目標とする。
- (5) 答申期限は年度末とし、次年度以降の議会活動への反映を目指す。

多様な議員のなり手について、課題を以下のように整理した。

1 魅力の減退（ならない）

- (1) 政治への無関心
- (2) 議会、議員に対するネガティブなイメージ
- (3) 議会活動が不活発
- (4) 議会活動が不透明
- (5) 家族の理解を得にくい

2 条件の悪さ（ならない）

- (1) 議員報酬の低さ
- (2) 議会改革による活動量増加
- (3) 議員定数減による落選リスク
- (4) 選挙費用の負担
- (5) 議員年金廃止

3 地域力の減退（なれない）

- (1) そもそもの地域の少子高齢化
- (2) コミュニティ活動の不活性化
- (3) 各種団体等、地域の若者の活動の不活性化
- (4) 若年層や転入者が立候補しにくい雰囲気、環境

4 法制度の拘束（なれない）

- (1) 兼職、兼業禁止
- (2) 被選挙年齢（25歳）
- (3) 女性議員の支援制度（出産、育児等）の不足
- (4) 企業における休職、復職制度の未整備